

平成 24 年 12 月 26 日

明石市教育長 公家 裕 様

(仮称) 市民図書館のあり方検討委員会

会長 廣岡 徹

### (仮称) 市民図書館のあり方に関する提言

(仮称) 市民図書館のあり方検討委員会では、明石駅前再開発ビルに新しく設置される(仮称) 市民図書館のあり方について 7 回にわたって議論を行い、明石市立図書館を取り巻く現状や、他都市図書館の事例調査を行うとともに、明石市の図書館に対するニーズ調査を複数回実施し、図書館資料や施設・設備、図書館職員、利用者の視点から、図書館の現状と課題を整理しました。それらの課題を解決しつつ、新しい図書館が時代のニーズにこたえながら機能を向上し、駅前の再開発ビルの中に立地するという特性を生かした図書館に必要なものについて議論を行いました。

このたび「(仮称) 市民図書館整備基本計画(案)」として(仮称) 市民図書館のあり方をとりまとめました。当委員会の提言を踏まえ、(仮称) 市民図書館が市民一人ひとりにとって愛着のある新しい図書館として整備されることを強く願っています。

なお、本を通して子どもと保護者が、安心してゆっくり一緒に過ごせる「子ども図書館(みなくる)」を(仮称) 市民図書館と統合していくことについては、統合ではなく生涯学習センター内に残すか、今の形を維持した状況で整備してほしいという意見があったことを申し添えておきます。

## 1 提言

### (1) 基本理念について

多くの市民の利用が想定される(仮称) 市民図書館は、市民一人ひとりに役立つ情報や、読書の楽しみを提供し、資料を活用し利用者に応える職員の養成をしていくなどの取組が望まれます。

また、図書館として利用者の利便性を向上するとともに、他施設・他機関との連携や市民との協働により、中心市街地に人の集いと交流を促し、まちを活性化していくことも期待されます。

これらのことを実現し、開館後も継続してその機能を高めていくためには、市民とともに成長していくことが不可欠なことから、“人とまちを支える情報拠点「市民図書館」—共に歩み、共に成長を続ける—”を基本理念として定めることを望みます。

## (2) 基本方針について

基本理念を実現するため、以下の5つの基本方針に基づき、（仮称）市民図書館を整備することを望みます。

### ① 市民の生涯学習を支え、一人ひとりに役立つ情報を提供する図書館

図書館は、市民一人ひとりの生涯学習といった要望に応えるため、必要とする情報を多様な機関と連携しながら収集・提供するとともに、市民の教養、調査研究等に資する図書館事業を展開することが重要です。また、膨大な情報の中から、必要なものを迅速かつ的確に提供するために、レファレンス・サービス<sup>1</sup>等を充実することが不可欠です。

### ② 青少年や子どもの健やかな成長を応援し、導く図書館

青少年や子どもに読書に親しんでもらえるよう、本を知り、子どもを知る職員を配置するなど、読書・自主学習への支援を行うとともに、学校図書館等と連携し、読書の魅力に接するための機会を提供することが必要です。

### ③ 明石の歴史・文化を理解し、愛着や誇りを育む図書館

市民が明石の豊かな歴史や郷土・文化を理解し、愛着や誇りを持つためには、明石の歴史や文化等に関する図書や資料の充実が必要です。

ふるさと資料室を設置し、それらの図書・資料を市民に提供するとともに、次世代への継承に努めることが期待されます。

### ④ 地域を支え、協働のまちづくりを進める図書館

図書館は地域を支えるため、協働のまちづくりの推進に必要な資料の提供とともに、積極的に課題解決の支援を行うことが必要です。また、地元企業に対するビジネス支援など、地域の発展を支える図書館を実現していくことが求められます。

### ⑤ 「つどい ふれあい いこい」の場となる図書館

市民が安心して立ち寄ることができ、幅広い年代の人々が過ごすことのできる場や、明るく温かみのある空間を提供し、人々が集まり、交流し、本にふれあうことのできる空間を創出することが望まれます。

---

<sup>1</sup> 利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館職員が情報・資料を提供したり、関連する資料を検索・提供・回答するサービス

### (3) ゾーニング及びレイアウトについて

(仮称) 市民図書館のレイアウトは、ゾーニングにかかる基本的考え方や当委員会の意見を踏まえ、市民一人ひとりが使いやすい図書館となるよう今後詳細に検討されることを望みます。

なお、フロア配置については、当委員会では、4階案と6階案の2案で検討を進めてきましたが、当委員会の意見をはじめ、教育委員会や市議会、そしてパブリックコメント等による意見を踏まえ、さらには、再開発ビルの公共施設全体の最適化（投資効果が最大限に見込まれるプラン）を考慮し、市が総合的な観点から判断することが望ましいものと考えます。

### (4) (仮称) 市民図書館を核としたまちづくりについて

明石市は、歴史と文化に恵まれたまちであり、図書館は、その歴史や文化を次世代に継承していく重要な役割を担っています。

情報拠点として、(仮称) 市民図書館が核となり、歴史や文化を後世に伝え、文化の香りが高いまちにするとともに、全市的なひろがりをもたせるため、「本のまち明石プロジェクト」を進めていく必要があります。

特に、(仮称) 市民図書館が整備される明石駅前再開発ビルについては、(仮称) 市民図書館が中心となり、ビル全体が連携する取り組みとして「明石駅前再開発ビル全館図書館プラン」を推進し、すべてのフロアで「本」を感じることができる空間を創出することを望みます。

### (5) 図書館運営の方針について

(仮称) 市民図書館の基本理念と基本方針を実現するためには、図書館単独で全ての運営を行うのではなく、他施設・他機関と綿密に連携していくことが必要になります。

また、「共に歩み、共に成長を続ける」新しい図書館として、これまでの取組を充実するだけでなく、市民との協働による様々なソフト事業や本の文化を担っている書店との連携など新しい取組を行い、図書館を核としたまちづくりを進め、文化を醸成する新たな図書館を目指すことを望みます。

## 2 (仮称) 市民図書館のあり方検討委員会について

### (1) (仮称) 市民図書館のあり方検討委員会設置要綱

#### (仮称) 市民図書館のあり方検討委員会設置要綱

##### (設置)

第1条 明石駅前南地区の再開発ビルに設置する「(仮称) 市民図書館」の整備に係る基本計画について検討するため、(仮称) 市民図書館のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 図書館整備基本計画に盛り込むべき項目及び内容に関すること。
- (2) 図書館整備基本計画書案の策定に関すること。

##### (組織)

第3条 検討委員会は、会長、副会長1人及び委員10人以内をもって組織する。

2 会長及び副会長は、図書館に関する学識経験を有する者から、委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 兵庫県立図書館関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 文化団体関係者
- (4) 郷土史関係者
- (5) 読書団体関係者
- (6) 公募による市民
- (7) その他教育委員会が特に必要と認める者

##### (任期)

第4条 会長、副会長及び委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

##### (会長の職務)

第5条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

##### (意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

##### (庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局青少年教育課が行う。

##### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則 (平成24年3月23日制定)

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

##### (招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる検討委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(2) (仮称) 市民図書館のあり方検討委員会 委員名簿

区分	職務	所属・役職名等	名前
学識経験者	会長	兵庫教育大学大学院教授	廣岡 徹
	副会長	ノートルダム清心女子大学非常勤講師	小寺 啓章
関係団体	委員	兵庫県立図書館館長補佐兼協力課長	宮本 博
学校関係者	委員	明石市立小学校校長	八木 眞由美
文化団体関係者	委員	児童文学作家	高濱 直子
郷土史関係者	委員	郷土史家	大西 昌一
読書団体関係者	委員	NPO法人カーサメーッコ	斎藤 聖美
	委員	明石市立図書館おはなしの会代表	志磨 道子
	委員	うさぎ文庫代表	菊川 ユリ
公募市民	委員	公募市民	河井 由紀子
	委員	公募市民	酒井 和可子
	委員	公募市民	大丸 麻美

(3) 審議経過

回	日時	検討概要
第1回	平成24年5月8日(火) 午後2時～4時	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の委嘱</li> <li>(仮称)市民図書館のあり方検討委員会の設置目的及び運営方法等について</li> <li>これまでの経緯及び今後の進め方等について</li> <li>「図書館のあり方基本検討報告書」に基づく検討</li> </ul>
第2回	平成24年5月22日(火) 午後2時～4時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)市民図書館の「基本方針」について</li> <li>(仮称)市民図書館の「機能・サービス」について</li> <li>(仮称)市民図書館のゾーニングについて</li> <li>市民アンケート調査 項目案について</li> </ul>
第3回	平成24年6月4日(月) 午後2時～4時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>(仮称)市民図書館のあり方検討委員会 中間報告書(案)の検討について</li> <li>市民アンケート(案)について</li> </ul>
第4回	平成24年6月27日(水) 午後2時30分～4時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般書エリア・交流エリア等について</li> <li>市民アンケートについて</li> </ul>
第5回	平成24年8月10日(金) 午後1時30分～3時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート結果について</li> <li>中間報告書について</li> <li>施設レイアウト(案)について</li> <li>資料収集のあり方について</li> <li>管理運営のあり方について</li> <li>既存イベント事業について</li> </ul>
第6回	平成24年10月5日(月) 午後2時30分～4時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート結果の追加分析について</li> <li>資料収集のあり方について</li> <li>管理運営のあり方について</li> <li>イベント等のソフト事業のあり方について</li> <li>他施設・他機関との連携のあり方について</li> <li>(仮称)市民図書館整備基本計画素案骨子について</li> </ul>
第7回	平成24年11月12日(月) 午後2時30分～4時30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営のあり方について</li> <li>イベント等のソフト事業のあり方について</li> <li>他施設・他機関との連携のあり方について</li> <li>(仮称)市民図書館整備基本計画(素案)について</li> <li>(仮称)市民図書館のあり方に関する提言書(素案)について</li> </ul>

※平成24年7月に(仮称)市民図書館に関する各種アンケート調査を実施  
詳細は(仮称)市民図書館整備基本計画(案)参照